

## 京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年5月8日(月)午後3時から午後4時27分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員(22人)

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	16番	堀江幸和
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	24番	山本邦彦

4 欠席委員(3人)

22番	山崎安喜男
23番	山下明子
25番	米田五司

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第18条の規定による通知について

報告第2号 使用貸借権の解約による通知について

報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出について

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第4号議案 2アール未満の農業用施設の届出について
- 第5号議案 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 第6号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 第7号議案 京田辺市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の改正について
- 第8号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

(3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 迫田 英昭  
 事務局長補佐 岩本 真吾  
 主査 寒川 悠也

7 会議の概要

迫田事務局長	(農業委員会事務局長 挨拶)
喜多会長	(農業委員会会長 挨拶)
上村市長	(市長 2期目挨拶)
喜多会長	ただいまの出席委員は22名でございます。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会5月総会を開会いたします。 京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません、私から指名してよろしいでしょうか。  (異議なし)
喜多会長	澤田委員、堀江委員、よろしく申し上げます。
喜多会長	報告第1号、事務局から説明よろしく申し上げます。
事務局	報告第1号、農地法第18条の規定による通知について。  (番号1、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、賃貸人、賃借人について説明。事由は合意解約。)
喜多会長	報告第1号、地元委員の説明をお願いします。

委員	(番号1について、1番委員から説明)
喜多会長	報告第1号について、何かご質問、ご意見はございませんか。
	(なし)
喜多会長	報告第1号、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	報告第2号、事務局から説明よろしくお願ひします。
事務局	報告第2号、使用貸借権の解約による通知について。  (番号1、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)  (番号2、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)  (番号3、地域は宮津、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)  (番号4、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)  (番号5、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)  (番号6、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、貸人、借人について説明。事由は合意解約。)
喜多会長	報告第2号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、19番委員から説明)
委員	(番号2について、13番委員から説明)
委員	(番号3について、19番委員から説明)
委員	(番号4、番号5、番号6について、7番委員から説明)
喜多会長	報告第2号について、何かご質問、ご意見はございませんか。

	(なし)
喜多会長	報告第2号、受理決定をさせていただきます。
喜多会長 事務局	<p>続きまして、報告第3号、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第3号、農地法第3条の3の規定による届け出について。</p> <p>(番号1、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号2、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号3、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号4、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号5、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号6、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号7、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号8、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号9、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>
喜多会長	それでは報告第3号、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2、番号3、番号4、番号5、番号6、番号7、番号8について、10番委員から説明)
委員	(番号9について、6番委員から説明)
喜多会長	報告第3号について、何かご質問、ご意見はございませんか。

	(なし)
喜多会長	それでは、報告第3号、について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、説明させていただきます。</p> <p>(番号1、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人が高齢で管理ができないため。世帯内贈与。)</p> <p>(番号2、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人が高齢で管理ができないため。世帯内贈与。)</p> <p>(番号3、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は農業経営縮小のため。譲受人は農業経営拡大のため。)</p> <p>(番号4、地域は松井、地目は台帳、現況ともに田、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は農業経営縮小のため。譲受人は農業経営拡大のため。)</p> <p>(番号5、地域は田辺、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人が高齢で管理ができないため。世帯内贈与。)</p> <p>(番号6、地域は宮津、地目は台帳は畑、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲渡人は遠方で通作が困難なため。譲受人は農業経営拡大のため。)</p>
喜多会長	本日2班の委員に現地確認をして頂きました。班長の山本委員より、報告をお願いします。
委員	(第1号議案の3番、4番、6番。第2号議案の1番、2番、3番、4番。第3号議案の7番、計11所の現地確認について報告)
喜多会長	それでは、第1号議案、地元委員の説明をお願いいたします。

委員	(番号1について、8番委員から説明)
委員	(番号2、番号5について、10番委員から説明)
委員	(番号3、番号4について、17番委員から説明)
委員	(番号6について、19番委員から説明)
喜多会長	それでは、第1号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	それでは、異議等が無いようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	第2号議案、事務局から説明をお願いします。
事務局	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。  (番号1、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、申請人について説明。転用目的は露天貸資材置場、作業場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区については、区域外。)
喜多会長	それでは、第2号議案について、地元委員のご説明をよろしくをお願いします。
委員	(番号1について、21番委員から説明)
喜多会長	それでは、第2号議案について何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	それでは、異議等が無いようですので、第2号議案について、受理決定をさせていただきます。

喜多会長	第3号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>第3号議案、農地法第5条の規定による許可について。</p> <p>(番号1、地域は普賢寺、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、区域外。)</p> <p>(番号2、地域は普賢寺、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。)</p> <p>(番号3、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。)</p> <p>(番号4、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天駐車場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。)</p> <p>(番号5、地域は田辺、地目は台帳が田、現況は畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、区域外。)</p> <p>(番号6、地域は田辺、地目は台帳が田、現況は畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天資材置場。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、手続済み。)</p> <p>(番号7、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。一時転用目的はボーリング調査。場所、土砂の流出対策、雨水排水対策について説明。汚水、生活雑排水は発生なし。綴喜西部土地改良区については、区域外。)</p>
喜多会長	第3号議案、地元委員、説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2について、16番委員から説明)

委員	(番号3、番号4について、21番委員から説明)
委員	(番号5、番号6について、10番委員から説明)
委員	(番号7について、17番委員から説明)
喜多会長	それでは、第3号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議等ございませんか。  (異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第4号議案について、事務局から説明をお願いします。
事務局	第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について  (番号1、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は、農業用施設倉庫の拡張。)  (番号2、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、届出人について説明。届出内容は、農業用倉庫への進入路が必要なため)
喜多会長	それでは、第4号議案、地元委員のご説明をよろしく願いいたします。
委員	(番号1、番号2について、1番委員から説明)
喜多会長	それでは、第4号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議等はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	よろしいですか。それでは、異議等がないようですので、第4号議案、2アール未満の農業用施設の届出について受理決定をさせていただきます。



喜多会長	続きます、第5号議案、農地法第3条の規定による許可の取消願について、事務局、説明をお願いします。
事務局	第5号議案、農地法第3条の規定による許可の取消願について。  (番号1、地域は大住、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、願出人の譲渡人、譲受人について説明。事由は、譲受人が高齢であり、農業後継者がいないため。)
喜多会長	それでは、第5号議案の番号1、地元委員の説明をお願いします。
委員	(番号1について、1番委員から説明)
喜多会長	第5号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	よろしいですか。異議等はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	それでは、異議等が無いようですので、第5号議案、農地法第3条の規定による許可の取消願について、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きます、第6号議案、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。
農政課	(第6号議案について、農政課から説明)
喜多会長	第6号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。  (なし)
喜多会長	ご異議はございませんか。  (異議なし)
喜多会長	異議等が無いようですので、本件を承認し、市長宛て、決定したことを通知します。 それでは、第6号議案を終わります。
喜多会長	続きます、第7号議案、京田辺市農業委員会が保有する個人情報の保

<p>迫田事務局長</p>	<p>護に関する規程の改正について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(第7号議案について、事務局長から説明)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>第7号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>それでは、異議等がないようですので、第7号議案について、決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p>	<p>続きまして、第8号議案、令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>迫田事務局長</p>	<p>(第8号議案について、事務局長から説明)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>第8号議案について、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>喜多会長</p>	<p>異議等がないようですので、第8号議案について、決定をさせていただきます。</p>
<p>喜多会長</p>	<p>本日の審議案件は以上です。</p> <p>(閉会)</p>